次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　設備規則第十四条の二第二項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 ［1～8　略］ 9　五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備 ［二　略］	一　［同上］ ［1～8　同上］ ［新設］ ［二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百二十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第四号(3)及び(5)の規定に基づき、総務大臣が別に告示する場所を次のように定める。

なお、平成二十五年総務省告示第百三十九号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の使用場所を定める件）は、廃止する。

平成三十年六月二十九日　　総務大臣　野田　聖子

一　電波法施行規則第六条第四項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合

　上空

二　一以外の場合

　屋外（列車内、船舶内及び航空機内を除く。）

○総務省告示第二百二十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第一項第二号の規定に基づき、四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。

なお、平成二十四年総務省告示第九十一号（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）は、廃止する。

平成三十年六月二十九日　　総務大臣　野田　聖子

一　五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（携帯局を除く。）の開設区域は、全国の陸上とする。

二　五GHz帯無線アクセスシステムの携帯局の開設区域は、全国の陸上及び日本周辺海域（我が国の領海の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。）からその外側二百海里の線（その線が基線から測定して中間線（同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下同じ。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域をいう。）とする。

○総務省告示第二百二十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第一項第三号の規定に基づき、五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。

平成三十年六月二十九日　　総務大臣　野田　聖子

五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の開設区域は、次のとおりとする。

一　北海道総合通信局の管轄区域にあっては、北海道（札幌市及び河西郡更別村に限る。）の区域

二　東北総合通信局の管轄区域にあっては、青森県（青森市及び弘前市に限る。）、岩手県（盛岡市及び釜石市に限る。）、宮城県（仙台市、宮城郡利府町及び柴田郡村田町に限る。）、秋田県秋田市、山形県尾花沢市及び福島県（福島市及び二本松市に限る。）の各区域

三　関東総合通信局の管轄区域にあっては、茨城県（下妻市及び鹿嶋市に限る。）、栃木県芳賀郡茂木町、埼玉県（さいたま市、朝霞市、川越市、熊谷市及び所沢市に限る。）、千葉県（千葉市、浦安市、柏市、船橋市及び長生郡一宮町に限る。）、東京都（新宿区、江戸川区、大田区、江東区、品川区、渋谷区、墨田区、世田谷区、台東区、千代田区、練馬区、港区、稲城市、多摩市、調布市及び府中市に限る。）、神奈川県（横浜市、川崎市及び藤沢市に限る。）及び山梨県（甲府市及び富士吉田市に限る。）の各区域

四　信越総合通信局の管轄区域にあっては、新潟県新潟市の区域

五　東海総合通信局の管轄区域にあっては、次に掲げる区域

　1　静岡県（静岡市、伊豆市、磐田市、袋井市及び駿東郡小山町に限る。）の区域

　2　愛知県（豊明市及び豊田市に限る。）及び三重県鈴鹿市稲生町の各区域（空中線の指向方向が中部国際空港の方向以外の場合又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。）

　3　三重県桑名市の区域（最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。）

六　近畿総合通信局の管轄区域にあっては、京都府京都市、大阪府（大阪市東住吉区、岸和田市及び東大阪市松原南に限る。）及び兵庫県神戸市兵庫区の各区域（空中線の指向方向が大阪国際空港の方向以外の場合又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。）

七　中国総合通信局の管轄区域にあっては、岡山県美作市及び広島県広島市の各区域

八　四国総合通信局の管轄区域にあっては、徳島県徳島市の区域

九　九州総合通信局の管轄区域にあっては、次に掲げる区域

　1　佐賀県鳥栖市、長崎県佐世保市、熊本県熊本市及び大分県（大分市及び日田市に限る。）の各区域

　2　福岡県北九州市の区域（空中線の指向方向が福岡空港の方向以外の場合又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。）

○総務省告示第二百二十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十の二第一項第十号及び第二項第四号の規定に基づき、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成三十年六月二十九日　　総務大臣　野田　聖子

五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件は、平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）第一項及び第二項に掲げる条件並びに同告示第三項（陸上移動局に限る。）に掲げる条件に適合することとする。